

児童発達支援に関するガイドライン策定検討会の
公開・非公開の取扱いについて（案）

1. 方針案

原則として、公開とする。

2. 資料・議事録等の公開

検討会の資料については、会議終了後速やかに厚生労働省ホームページ上に公開する。

ただし、公開することが不相当と本検討会において判断するものについては、非公開とすることができる。

また、議事録（非公開の場合にあっては議事概要）についても、検討会構成員に確認後、速やかに厚生労働省ホームページ上に公開することとする。